

道路交通法改正により、**一定条件を満たせば**ロータリー等を装着したまま

# 公道走行が可能になりました。

ロータリー等の直装型作業機を装着した状態のトラクターが一定の条件を満たした場合に公道走行が可能になりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

※直装型作業機：牽引するタイプではない、ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。

一定条件とは次のようになります。

- ①車両幅の確認 ②免許の確認 ③灯火器の確認 ④安全性の確認

★詳しくは最寄の農機取扱い店へお問い合わせください。★

## 小型特殊免許・普通免許

但しトラクターに作業機を装着した状態の寸法が

全長**4.7m**以下 全幅**1.7m**以下  
全高**2.0m**以下 時速**15km/h**以下



## 大型特殊免許(農耕用)

下記の基準が一つでも上回る場合

全長**4.7m**を超えるもの 全幅**1.7m**を超えるもの  
全高**2.0m**を超えるもの 時速**15km/h**を超えるもの



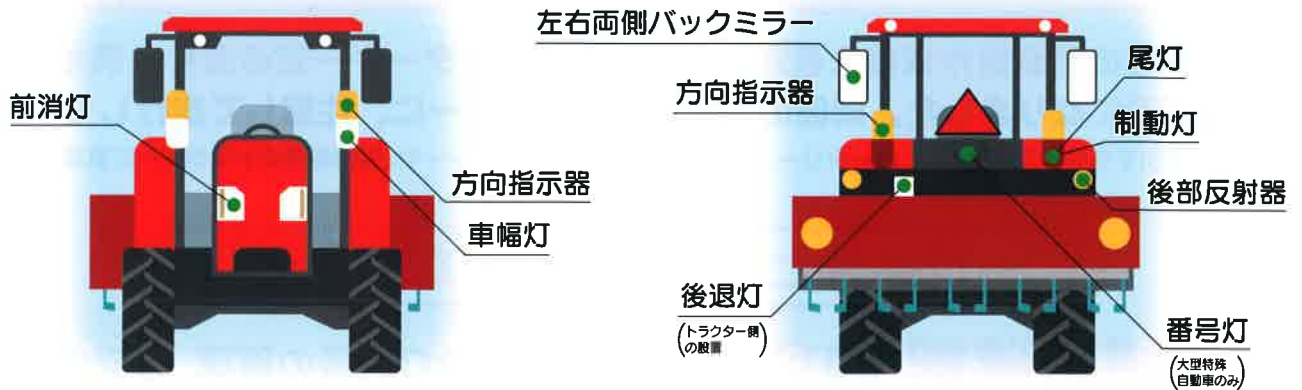
## あなたの免許大丈夫!?



以上の条件を満たさないまま トラクターを運転すると  
**無免許運転**となりますのでご注意ください。

公道走行のためには**灯火器**や**反射器**等の設置が必要です。

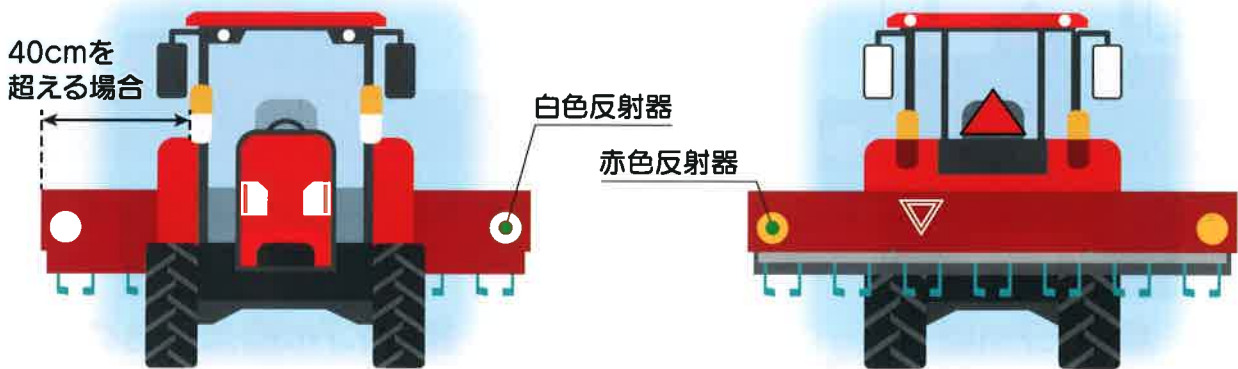
## 灯火器等の設置箇所



※全長が4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、取付(車幅灯、制動灯、後退灯、左右両側バックミラー)が義務付けされていません。

## それぞれ外側から40cmを超える場合は？

作業機の前面の両側の最外側に **白色反射器** を備えること  
作業機の後面の両側の最外側に **赤色反射器** を備えること  
制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること



※全幅が2.5mを超えた場合、道路管理者(国道・県道・市町村道)から特殊車両通行許可を得る必要があります。  
※各種灯火器や反射器は他の交通から確認出来る位置に設置



各種の灯火器類の取付け位置やご購入については  
お近くの農機取扱い店へお問い合わせください。

灯火器や反射器等を装着し、安全に公道を走行しましょう！